

**相談支援事業所 麦の家 重要事項説明書**  
**(指定計画相談支援事業)**

社会福祉法人 金太郎の家  
令和 2 年 10 月 現在

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条及び 77 条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者

名称	社会福祉法人 金太郎の家
所在地	島根県出雲市斐川町学頭 1511-1
電話番号	0853-72-5110
代表者氏名	理事長 阿食かをる
設立年月	平成 26 年 1 月 30 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定相談支援事業所 平成 30 年 3 月 1 日指定 第 3230400305 号
事業の目的	指定計画相談支援事業の提供
事業所の名称	相談支援事業所 麦の家
事業所の所在地	島根県出雲市斐川町学頭 1510-2
電話番号	0853-31-4832
FAX 番号	0853-31-4870
管理者氏名	阿食かをる
事業所の運営方針について	利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活 が営むことができるよう利用者の心身の状況、その置かれている環境等に 応じて、福祉サービスが多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供され るよう配慮して行います。
開設年月	平成 30 年 3 月 1 日
事業所が行なっている他の業務	・居宅介護 平成 26 年 4 月 1 日指定 第 3210400697 号 ・同行援護 平成 26 年 4 月 1 日指定 第 3210400697 号 ・就労継続支援 B 型 平成 28 年 11 月 1 日指定 第 3210400820 号 ・生活介護 平成 30 年 2 月 1 日指定 第 3210400820 号

3. 事業実施地域

出雲市、松江市

#### 4. 営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	午前8時25分～午後5時25分
サービス提供日	月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
サービス提供時間	午前8時25分～午後5時25分

#### 5. 職員の体制

職種	常勤	職務の内容
管理者	1名	管理監督業務
相談支援専門員	3名	相談支援業務

当事業所では、利用者に対して指定計画相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

#### 6. 主たる利用対象者

事業所において、指定計画相談を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障がい者（18歳未満の者を除く）
- (2) 知的障がい者（18歳未満の者を除く）
- (3) 精神障がい者（18歳未満の者を除く）
- (4) 難病等患者

#### 7. サービス内容

- (1) 相談支援専門員が、利用者の居宅等を訪問してお話を伺い、利用者およびその家族の状況や利用者の希望する生活、そのために解決すべき課題を把握します。
- (2) 地域の障害福祉サービス等について、利用者に情報提供します。
- (3) 利用者の選択を尊重しながら、サービス等利用計画を作成します。
- (4) 利用者が円滑にサービスを利用できるように、関係機関との連絡調整を行います。
- (5) 支給決定等の有効期間内において、利用者が継続して障がい福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整または新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。

#### 8. 利用料金

##### (1) サービス利用料金

- ・指定計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、**利用者の自己負担はありません。**

## (2) 交通費

- ・事業者が定める通常の事業実施地域の範囲を超えてサービス提供を行う場合、以下のとおり交通費を利用者に負担していただく場合があります。

- ① 公共交通機関を利用した場合 実費
- ② 事業所の車両を利用した場合 30円/km

## 9. 交通費のお支払いについて

交通費につきましては、事業者が1カ月ごとに計算して請求します。

## 10. 事故発生時の対応方法について

サービス提供により事故が発生した場合には、管理者および施設長に連絡し、ご家族、関係医療機関等への連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 11. 虐待防止について

当事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定【虐待防止責任者】理事長 阿食かをる
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

## 12. 守秘義務について

- (1) 事業所は、適切な相談支援が提供できるよう相談支援専門員の業務体制を整備するとともに、相談支援専門員の資質向上を図るために研修の機会を確保します。
- (2) 相談支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (3) 相談支援専門員であった者が事業所の相談支援専門員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持します。
- (4) 事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存します。

## 13. 苦情等の受付について

- (1) 事業所は、利用者からの相談又は苦情等に対応する窓口を設置し、苦情受付担当者は、受け付けた苦情等を管理者に報告し、苦情申し出人と話し合いによる解決に努めます。苦情申し出人に改善を約束した事項については、一定期間後その結果を報告します。

担当窓口	苦情解決責任者	理事長	阿食 かをる
	苦情受付担当者		農間玲美

連絡先： 出雲市斐川町学頭 1463 番地 10  
Tel 0853-72-5110 Fax 0853-72-5192

受付時間 随時受け付けます。

また、苦情処理第三者委員会も設置し、苦情の聴取及び解決に努めています。

第三者委員 穴道 年弘 (連絡先：080-1935-4638)  
三代 美和子 (連絡先：090-7779-9293)  
長瀬 恵子 (連絡先：090-7595-7990)

その他 下記でも苦情の受付が行われています。

- 島根県運営適正化委員会 松江市東津田町1741-3いきいきプラザ島根2F  
(0852-32-5913)
- 松江市役所 健康福祉部 障がい者福祉課 (0852-55-5241)
- 出雲市役所 福祉推進課 (0853-21-6961)
- 島根県健康福祉部 障がい福祉課 (0852-22-5588)

#### 14. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価は実施していません。

令和 年 月 日

指定計画相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

相談支援事業所 麦の家

説明者職名 相談支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定計画相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

<住所> \_\_\_\_\_

代理人

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

<住所> \_\_\_\_\_

<続柄> \_\_\_\_\_